

意見交換

—青少年を取り巻く有害環境（SNS 等に起因した青少年の性被害等）の現状について—

1 趣旨

青少年の間でのスマートフォン等の普及に伴い、全国の傾向を追いかける形で、青森県内においても SNS 等を端緒とする青少年の性被害件数、あるいはそれに準じる内容の相談件数などが増加傾向にあります。

当課では、その抑止のため、まずは適正なインターネット利用についての啓発が重要であるとして、県警本部や教育庁等と連携を図りながら様々な取り組みを行ってきた（啓発冊子の作成及びネットでの公開とそれに係る広報活動、各種相談窓口等の広報など。県警では高校生向けの研修会開催や e-ラーニングを活用した啓発活動などを実施）ところですが、資料 6 - 1 の説明のとおり、顕著な抑止効果といったものは見えにくい状況となっています。

事務局としては、これまでのような、青少年が被害に遭わないための啓発を中心とした対策に加えて、性犯罪の入り口となる行為（ここでは主に“自画撮り”要求行為を指す）を行う者（加害者）に対する規制を行うことで、より明確に青少年の性被害の抑止に向けた取組を進めていきたいと考えています。

具体的には、青少年健全育成条例を改正し、これらの行為を規制（禁止行為として定め、それに対する罰則を設ける）することとなりますが、これについては、規制の範囲や程度、罰則の程度、法律との競合に係る解釈整理など多くの技術的論点がありますので、当該分野のより深い専門知識・知見を有する方を交えた臨時部会を開催し、具体的な検討を進めていきたいと考えております。

この検討を行うに当たり、審議会委員の皆様の考える方向性や意見を予め取り込んだ形で実施するため、本日皆様から様々な視点でのご意見をいただきたく、時間を設けるものです。

2 意見交換の内容

以下の点を中心に、意見交換を進めていきたいと思っております。

(1) 青少年の実態についての情報提供

先ほどの統計情報などからでは捉えきれない情報や近年の青少年の行動にみられる新たな傾向について、情報提供をお願いします。

(2) 臨時部会における論点に対しての意見等

1でお示しした想定し得るいくつかの論点を中心にして、それぞれのお立場から、条例改正を含めた対策の取り方の是非、また改正するとした場合青森県としてはどのような方向の条例改正であるのがよいか、といった御意見を願います。

(3) 検討のための体制案

本件検討を行うに当たり、事務局として下記の体制を提案しますので、それに対する御意見を願います。

(案)

- ①附属機関条例第23条に規定する臨時委員（※1）を複数名置く。
- ②現在の審議会委員及び臨時委員の中から今回の検討に必要なメンバーを選定し、本件調査審議のための臨時部会（※2）を設置（附属機関条例第30条）する。
- ③②の検討結果を全体会で報告し、それを基として正式に審議会として審議、答申する。

《関連例規：青森県附属機関に関する条例（抜粋）》

（消費生活審議会等の臨時委員）

第二十三条 消費生活審議会、青森県青少年健全育成審議会及び国土利用計画審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、知事が任命又は委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。（部会等）

第三十条 法令に別に定めのあるもの及び第八条から前条までに定めのあるものを除くほか、知事は、必要があるときは、附属機関に部会、専門委員、参与、幹事等を置くことができる。

※1：臨時委員を置く専門分野は、刑法、憲法、ネットリテラシー、社会学等を念頭。

※2：※1の分野に加えて、法律全般・実務や発達心理学、教育学等を念頭。